

【別紙】

大分県エネルギー産業企業会 水素利活用セミナー及び水素エネルギー普及啓発イベント開催事業委託業務 仕様書

1 業務名

水素利活用セミナー及び水素エネルギー普及啓発イベント開催事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年10月31日まで

3 目的

大分県は豊富な地熱やバイオマス資源などを元にした再生可能エネルギーの自給率は全国トップクラスであり、県内では、これらのエネルギーを活用した水素製造実証が進展している。

水素の地産地消に向けては、水素の需要と供給をバランスよく立ち上げていく必要があり、そのためには水素エネルギーの社会受容性を向上させていくことが必要である。本事業では水素の利活用を促進するセミナーを開催するとともに水素エネルギーの社会受容性を高めるための県民等を対象とした普及啓発イベントを実施するものである。

4 業務内容

(1) 水素利活用セミナーの開催

- ・10月4日（金）に大分駅近隣を会場とし、水素利活用の促進を図るセミナーを開催する。
- ・セミナーでは、水素をエネルギーとして活用する機器や設備を製造・販売するメーカー等を発表者とし、県内の事業者等を対象として実施するものとする。
- ・講演を実施するメーカー等の選定・会場及び受講定員については、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- ・セミナーの事務局運営については以下を実施すること。
 - ア セミナープログラム及び会場レイアウトの作成
 - イ セミナー運営に必要な人員の配置
 - ウ 来場者数の集計
 - エ アンケートの実施

(2) 水素エネルギー普及啓発イベントの開催

- ・10月5日（土）、10月6日（日）に大分駅北口を会場とし、水素エネルギー普及啓発イベントを開催する。
- ・水素エネルギー普及啓発イベントの来場対象者は、企業、自治体、学生など幅広い層を対象とし、発注者の意向を踏まえ、自由な発想により企画案を作成し、発注者の承認を得た上で内容を確定させること。なお、企画案は、県内における水素エネルギーの社会受容性向上を目的するため、以下の内容を含めること。

- ① 一般的な水素エネルギーの紹介や県内で進められている水素に関連する取組の紹介
 - ② 水素関連機器の展示や水素体験イベントを実施
 - ③ 著名人が水素エネルギーを紹介・体験する等のステージイベントを実施
- ・ イベントの名称については、企画提案内容によるものを仮称とし、最終的な名称は、受注者からの提案を元に協議のうえ、決定する。
 - ・ イベントの事務局運営については以下を実施すること。
 - ア イベントに関する問い合わせ窓口の設置・問い合わせ対応
 - イ イベントプログラム及び会場レイアウトの作成
 - ウ イベント運営に必要な人員の手配
 - エ 来場者数の集計
 - オ アンケートの実施

(3) 水素利活用セミナー及び水素エネルギー普及啓発イベントの広報

- ・ 各種広報媒体を活用し、効果的な広報宣伝を計画・実施すること。

(4) 会場の確保について

- ・ 大分県エネルギー産業企業会において、すでに10月5日(土)、10月6日(日)の大分駅北口における会場(大分駅前広場)は確保済みであることに留意すること。

5 実施体制

本事業を円滑に遂行するため、以下の体制を整えること。

- (1) 業務全体の責任者の配置
- (2) 業務執行に必要な人員の確保

6 経費負担

本事業の実施に係る一切の経費は、本業務委託料で対応すること(会場施設利用料を含む)。ただし、受託者の責めに帰す理由で発生したキャンセル料や遅延損害金等は本業務委託料の対象としない。

7 成果品

受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに成果品として実績報告書(任意様式)の印刷物1部(A4版)及び電子機器媒体一式を発注者に提出しなければならない。

なお、実績報告書には次の内容を盛り込むこと。

- (1) セミナー及びイベントの企画運営に関する内容
- (2) セミナー及びイベントの当日写真(併せて、大分県エネルギー産業企業会HPに掲載可能な写真データを提出すること)
- (3) 広報の実績
- (4) アンケート集計・分析結果
- (5) 大分県及び大分県エネルギー産業企業会HPに掲載可能なコンテンツデータ
- (6) その他発注者が必要と認めるもの

8 契約に関する条件等

- (1) 本業務に関するトラブル等に関しては、受注者が責任を持って対応すること。
- (2) 受注者は、個人情報の保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法、水素ガスの取扱に関する諸法令等を遵守すること。
- (3) 本事業を通して知り得た個人情報については、他に漏洩してはならない。
- (4) 個人情報については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。
- (5) 上記(3)及び(4)については、本事業の委託契約が終了した後も同様とする。
なお、個人情報が記載された資料については、事業完了後、発注者に返還すること。
- (6) 委託業者に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

9 その他

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、発注者・受注者協議の上、決定するものとする。